

茨城県消費者基本計画

平成20年3月

茨 城 県

目 次

1	計画の基本的な考え方	・・・	1
(1)	計画策定の趣旨	・・・	1
(2)	計画の基本的性格	・・・	2
(3)	計画の期間	・・・	2
2	消費生活をめぐる現状	・・・	3
(1)	消費者を取り巻く社会経済環境や消費者の変化	・・・	3
ア	社会経済の変化	・・・	3
イ	消費者の変化	・・・	10
(2)	消費者問題の現状	・・・	12
ア	消費生活相談の現状	・・・	12
イ	消費者行政推進体制の現状	・・・	14
3	基本計画が目指す消費者政策の基本的方向	・・・	18
(1)	消費者の自立	・・・	18
(2)	安全な消費生活の確保	・・・	19
(3)	消費者被害の救済	・・・	19
4	消費者政策の推進にあたっての主要な施策の方向	・・・	21
(1)	消費者の自立の支援	・・・	21
ア	自立した消費者実現のための消費者に対する情報提供 や学習機会の充実	・・・	21
イ	消費者に対する情報提供・学習機会の提供等ができる 消費者団体の育成	・・・	23
ウ	環境に配慮した消費行動の推進	・・・	24
(2)	重点的に取り組むべき消費者被害の未然防止と拡大防止	・・・	25
ア	高齢者、障害者や青少年に対する消費者被害の未然防 止及び事業者指導等による消費者被害の拡大防止	・・・	25
イ	高度情報通信社会の進展に対応した消費者トラブルの 未然防止・拡大防止	・・・	28
(3)	相談体制の充実と紛争解決の促進	・・・	30
ア	県と市町村との役割分担による消費生活相談体制の充実	・・・	30
イ	消費者被害救済に向けた裁判外紛争処理機関との連携	・・・	32

ウ 多重債務者対策	・・・ 3 3
5 計画推進のための方策	・・・ 3 6
(1) 計画の推進	・・・ 3 6
(2) 目標の設定	・・・ 3 6
資料	・・・ 4 1
消費者基本法	・・・ 4 2
茨城県消費生活条例	・・・ 4 7
茨城県消費生活審議会委員名簿	・・・ 5 4
茨城県消費生活行政連絡会議運営要領	・・・ 5 5

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

規制緩和、IT化、ライフサイクルの多様化等急激な社会経済環境の変化に伴い、契約に係る苦情・相談が大幅に増加するなど消費者問題が複雑化、深刻化している状況にあります。

このような中で、平成16年6月には、わが国の消費者政策の基本的な枠組みである「消費者保護基本法」が、「消費者基本法」として36年ぶりに改正され、消費者の権利の尊重と自立の支援が基本理念とされました。

茨城県においても、こうした社会経済環境の変化や法改正等に対応し、県民の消費生活の安定及び向上を確保するため、平成17年12月に「茨城県消費者保護条例」を一部改正し、平成18年4月に「茨城県消費生活条例」として施行しました。

茨城県消費生活条例では、その基本理念として、消費者政策の推進は、「消費者の権利の尊重」とともに、「消費者の自立の支援」を基本として行わなければならない旨を定めるとともに、消費者政策を計画的に推進するため、基本的な計画を策定することとしました。

この計画は、以上に述べた茨城県消費生活条例の規定を踏まえて策定するものであり、新茨城県総合計画（以下「総合計画」という。）及び、国の消費者基本計画との整合を図りながら消費者政策を計画的に推進しようとするものです。

(2) 計画の基本的性格

- ① 茨城県消費者基本計画は、茨城県消費生活条例第5条の規定に基づき、消費者政策の計画的な推進を図るために策定する基本的な計画です。
- ② 茨城県消費者基本計画は、上位計画である総合計画の消費者行政に係る施策の実施計画となるものです。
- ③ 茨城県において策定している「いばらき高齢者プラン21」、「茨城県における食品の安全確保基本方針」など、他の基本計画等における県民の消費生活に関わる分野も視野に入れながら、計画の推進を図っていきます。

(3) 計画の期間

総合計画の期間に合わせ、平成22年度までの期間

2 消費生活をめぐる現状

(1) 消費者を取り巻く社会経済環境や消費者の変化

ア 社会経済の変化

戦後、我が国の経済は一貫した成長を遂げ、私たちの生活も物質的にますます豊かになりつつあります。

しかしながら、近年、国際化・規制緩和・サービス化・高度情報化・高齢化等の急激な進展に伴って、社会経済は、複雑化・多様化しています。

今日の社会経済の特徴は、次のようにまとめることができます。

(ア) 国際化の進展

近年、国際的な相互依存の関係が一段と進展するなかで、経済活動のグローバル化、国際的な人的交流が進展しています。

このような国際化の動きは、一般に商品選択範囲の拡大、内外価格格差の縮小などを通じて、消費生活の向上に大きな役割を果たすものと考えられます。

しかしながら、一方では、食料品など、輸入品の安全性や原産国表示などについて新たな問題も発生しています。

(イ) 規制緩和の進展

社会経済の国際化の進展等に伴い、消費者トラブルも多様化・複雑化していることから、従前のような事前規制を中心とした政策手法から、消費者と事業者が市場において自由で公正な取引を行うためのルールを整備し、市場メカニズムを活用し、ルールに違反した事業者には事後にペナルティを課すといった事後チェッ

クを中心とした政策に転換が図られています。

これに伴い、効率性や廉価性が優先され、消費者の安全等が軽視される傾向にあります。

特に、賞味期限の偽装など食品の安全性が脅かされている現状にあります。

(ウ) サービス化の進展

社会経済の変化を受けて、消費動向も量から質へ、モノからサービスへとその重点が変化しています。

サービス化の急速な進展によって、消費者被害に占めるサービス関連トラブルの割合が増大しており、身に覚えのない有料サイト利用料を請求される架空請求や、携帯電話を使用して有料サイトに接続し、高額な登録料や遅延金を請求されるなど、モノとは異なるサービス独特の問題が生じています。

なお、平成18年度における本県消費生活センターにおける架空請求に係る相談件数は、4,748件で、全相談件数の約4分の1を占めています。

相談者の年齢構成を見ると、30代から50代が多いものの、青少年から高齢者にわたり相談が寄せられている状況です。

○ 県消費生活センターにおける架空請求相談件数 (件)

年 度	14	15	16	17	18
件 数	1,439	11,834	14,617	4,763	4,748

<参考>架空請求相談件数：平成17年度及び平成18年度の年齢別・種類別内訳

年齢	年度	件数				割合 (%)
		商品一般	電話情報 提供サービス	その他	計	
20歳未満	17	2	59	4	65	1.4
	18	7	24	0	31	0.7
20歳代	17	287	248	95	630	13.2
	18	378	77	13	468	9.9
30歳代	17	523	245	203	971	20.4
	18	883	79	21	983	20.7
40歳代	17	514	213	260	987	20.7
	18	710	45	27	782	16.5
50歳代	17	735	121	236	1,092	22.9
	18	1,299	15	24	1,338	28.2
60歳代	17	554	27	86	667	14.0
	18	705	10	15	730	15.4
70歳以上	17	227	9	22	258	5.4
	18	287	2	7	296	6.2
不明	17	59	10	24	93	2.0
	18	113	6	1	120	2.5
合計	17	2,901	932	930	4,763	100
	18	4,382	258	108	4,748	100

※「商品一般」とは、商品・サービスが特定できないものを示す。

県消費生活センター作成「平成18年度の消費生活相談状況」より

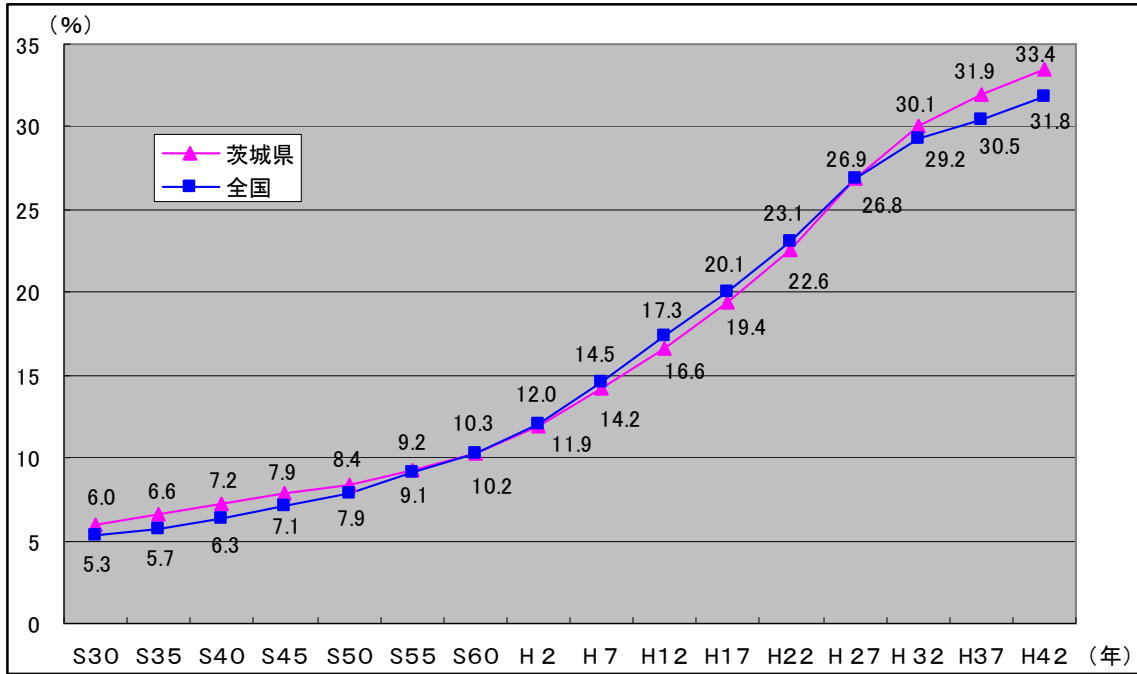
(エ) 高齢化の進展

我が国では、出生率の低下による子どもの数の減少と平均寿命の伸長によって、高齢化が急速に進んでおり、平成25年には、国民の4人に1人が高齢者という超高齢化社会が到来すると予測されています。

本県の高齢化の推移をみると、昭和25年以降増加傾向にあり、平成17年10月1日現在、県人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、19.4%となっています。

このような社会の高齢化に伴い、高齢者をだまして高額な商品売りつけるなどの悪質商法による高齢者の消費者被害も増加することが予想されます。

高齢化率の推移



出典：H17年までは総務省「国勢調査報告」、H22年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計により長寿福祉課作成

茨城県の高齢者世帯の推移



出典：「いばらき高齢者プラン21」

※ 単独世帯：65歳以上の者一人のみの世帯
夫婦のみ：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の世帯

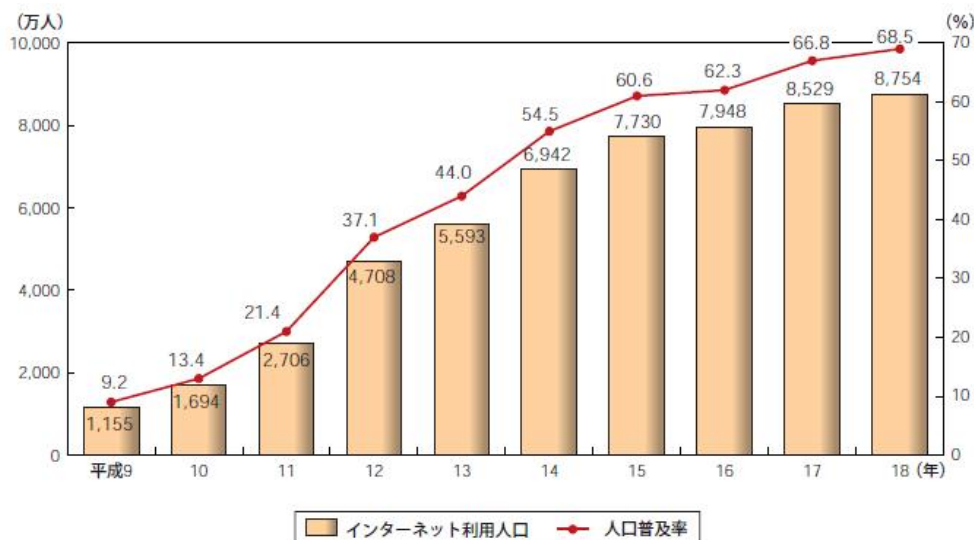
親と子のみ：「高齢者の夫婦と子」又は「高齢者のひとり親と子」からなる世帯
その他：上記以外の高齢者の世帯

(オ) 情報化の進展

近年、情報化が急速に進んでいます。コンピューターや携帯電話をはじめとして情報関係機器の新製品が次々に現れており、情報通信ネットワークを利用した取引や情報サービスも広がってきています。今後、インターネットが一層普及して生活に欠かせないツールとなるに従い、インターネットを利用したサービスが消費生活に及ぼす影響はさらに大きくなっていくものと考えられ、関連したトラブルも増加していくものと予想されます。

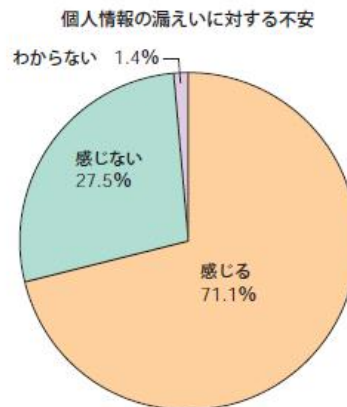
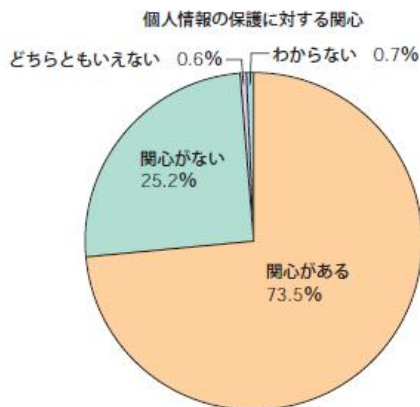
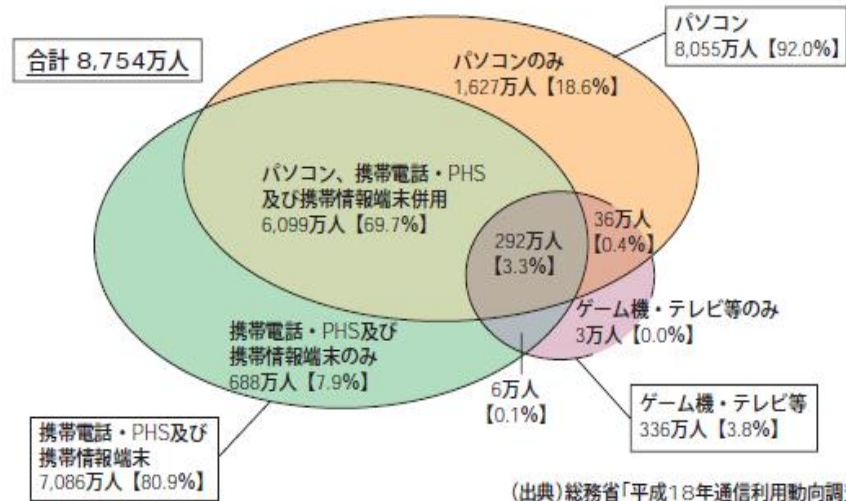
また、インターネットを利用することに伴う個人情報の流出や個人情報を保存した媒体の紛失、盗難など、個人情報の流出に関するトラブルの増加も懸念されます。

インターネット利用者数及び人口普及率の動向



(出典)総務省「通信利用動向調査(世帯編)」

インターネット利用端末の種類（平成18年末）



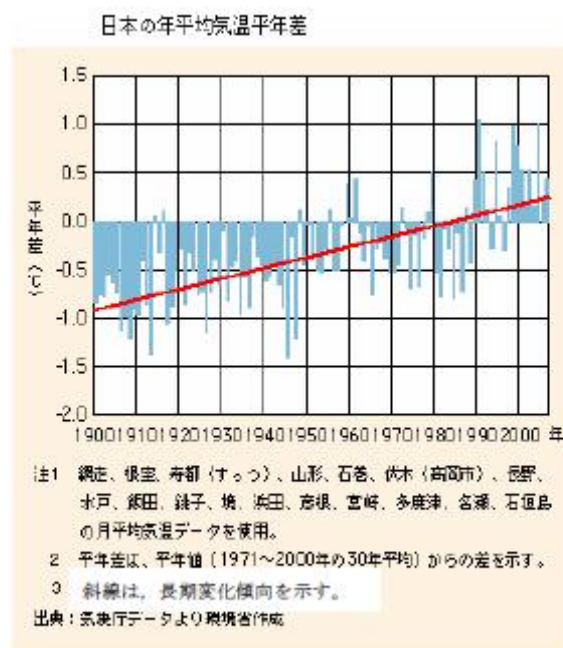
(出典)内閣府「個人情報保護に関する世論調査(平成18年9月)」

(カ) 地球環境問題の深刻化

私たちの豊かで便利な生活は、資源とエネルギーを大量に消費するという社会経済システムの上に成り立ってきました。それは、廃棄物の質的变化や量的増大に伴う環境問題、二酸化炭素の大量

排出による地球の温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の減少など、多様な形態での環境問題を進行させており、将来の世代の健康で文化的な生活を脅かし、人類の活動を持続することを困難にする
と危惧されています。

我が国の社会経済システムを、地球環境への負荷の少ない、持続的発展が可能なものにしていくためには、消費者、事業者、行政が一体となった取組が不可欠です。



環境省「平成19年版環境循環型社会白書」より

イ 消費者の変化

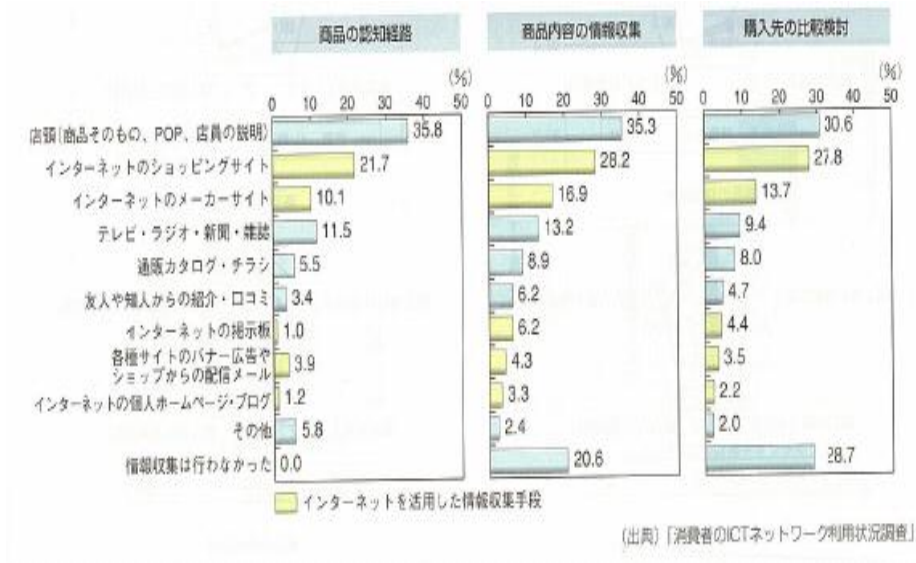
社会経済の変化に伴い、県民の生活・行動様式は多様化し、衣・食・住や就業形態、さらには、余暇時間の過ごし方なども多彩になっています。

消費生活においても、今後、消費者の手間を省く販売方法である通信販売や、インターネット等を利用したオンラインショッピングなど新たな販売方法が普及するとともに、支払い方法の多様化により、消費者の購買における選択の幅が広がっています。

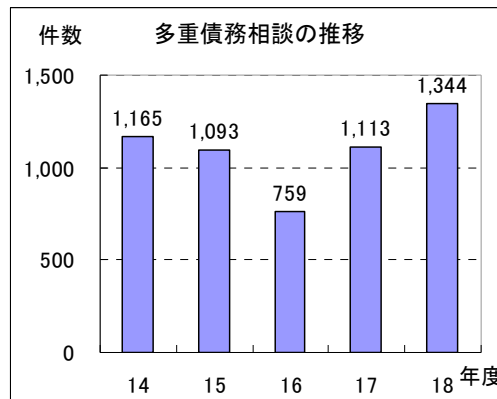
一方で、規制緩和の進展などにより、下流社会といった言葉に代表されるような生活格差が広がり、多重債務に係る問題が顕在化してきています。

また、消費者の意識は、各世代の時代認識の変化と高齢化社会の進展が相まって、経済的豊かさだけでなく、精神的豊かさが重要であるとの認識が強まってきており、ゆとりある生活や生きがいを求めるようになっていきます。

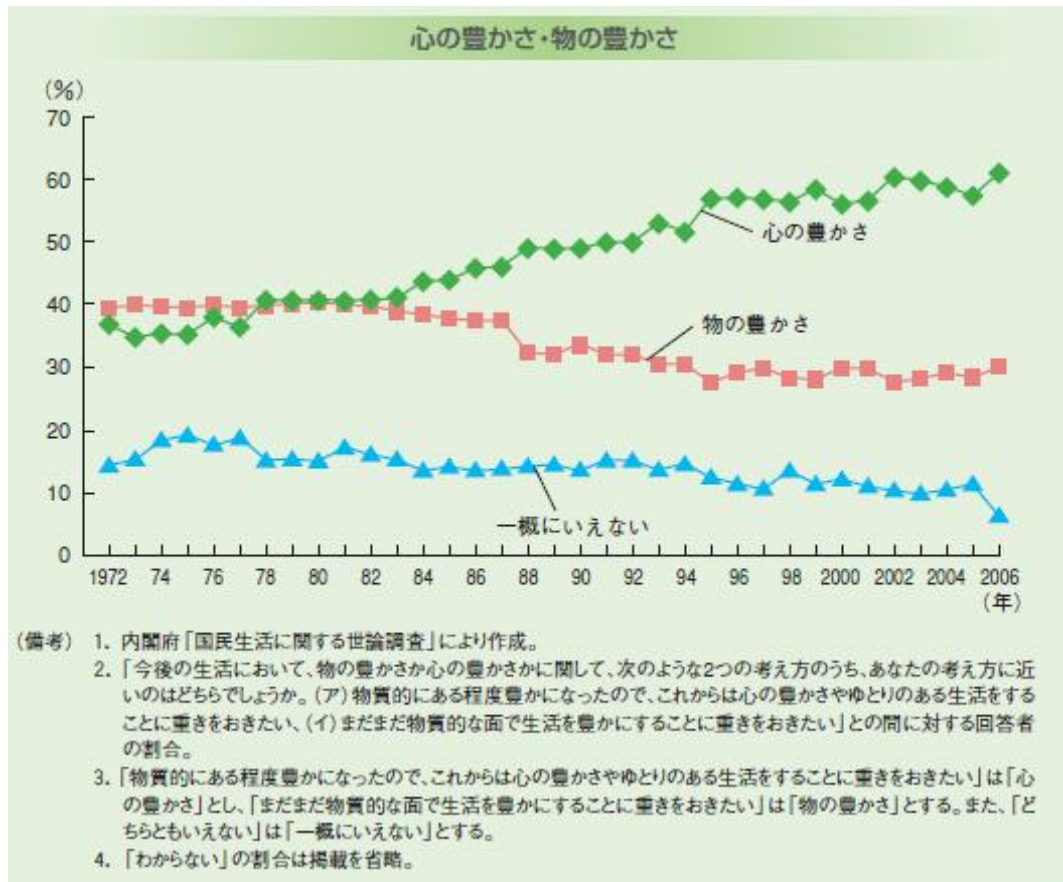
情報収集の活用手段



本県消費生活センターにおける多重債務相談の推移



出典：県消費生活センター作成資料



内閣府「平成 19 年版国民生活白書」より

(2) 消費者問題の現状

ア 消費生活相談の状況

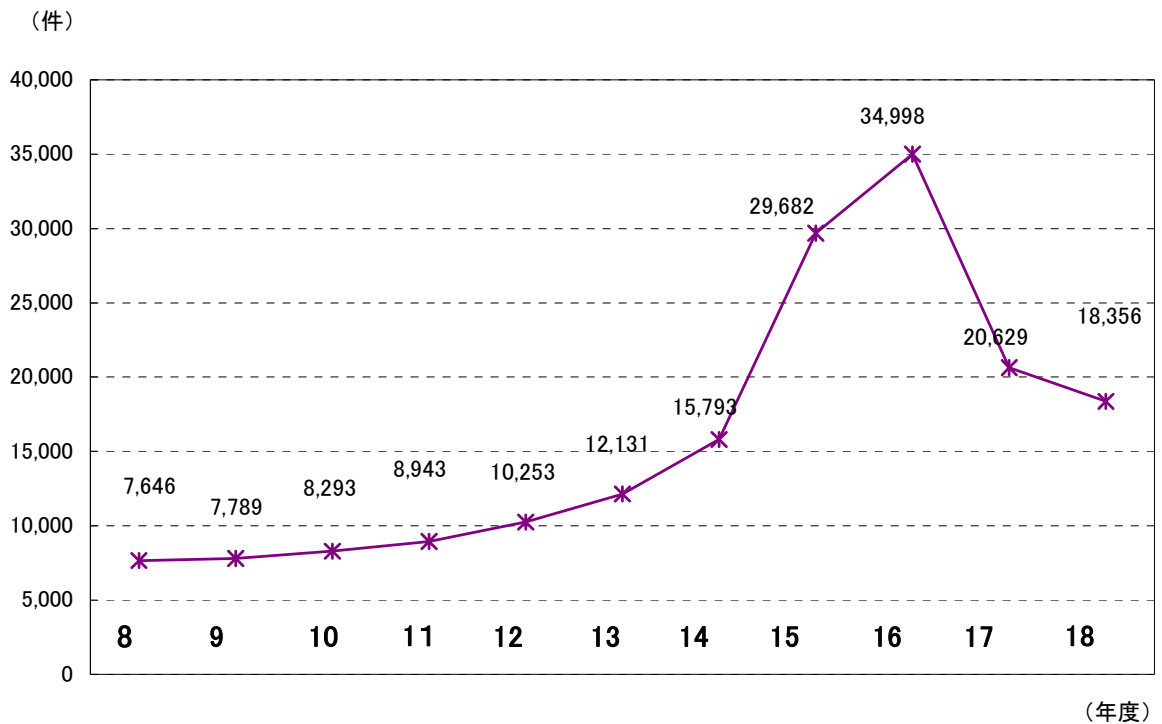
本県の消費生活センターで取り扱った相談の件数は、平成15年度は29,682件、対前年度比88%増と急激な増加を示し、翌平成16年度には34,998件と、県消費生活センター開設以来最高の件数に達しました。

平成17年度は20,629件、平成18年度は18,356件と、平成16年度と比較すると減少してはいますが、急増前である平成14年度と比較しても多くの相談が寄せられています。

相談内容を見ると、商品内容が不明の債務の返済を請求される架空請求の相談や、複数の金融機関から多額の借金をして返済が困難になる多重債務の相談、携帯電話やパソコンを使用して有料サイトに接続し高額な登録料や遅延金を請求される相談などが多く寄せられています。

世代別で見ると、未成年者の相談は、有料サイトの接続トラブルなどの通信サービスの相談が約8割を占めています。また、70歳以上の高齢者からの相談では、訪問販売による健康食品、電気治療器具、高額な布団の購入に関する相談などが多く寄せられています。

消費生活相談件数の推移



※県消費生活センターにおける消費生活相談件数

苦情相談の中の主な商品とサービス

順位	商品・サービス名	件数		順位	商品・サービス名	件数		順位	商品・サービス名	件数	
		18年度	17年度			18年度	17年度			18年度	17年度
1	商品一般	4,697	3,244	11	内職副業	148	157	21	ネックレス	84	86
2	フリーローン・サラ金	2,234	2,160	12	新築工事	140	166	22	役務その他サービス	76	223
3	電話情報提供サービス	1,465	2,866	13	教室・講座	121	107	22	修理サービス	76	89
4	オンライン情報サービス	857	1,246	14	エステサービス	109	88	24	電気治療器具	73	43
5	乗用車(普通・小型・軽)	286	315	15	新聞	103	144	24	プロパンガス	73	66
6	賃貸アパート	271	320	16	電話関連サービス	102	194	26	他の書籍・印刷物	72	43
7	複合サービス会員	186	189	17	補習用教材	99	126	27	新築分譲マンション	69	62
8	リースサービス	178	267	18	会社生命保険	98	102	28	医療サービス	68	66
9	健康食品	163	210	19	クリーニング	95	130	28	商品相場	68	131
10	軟義緑茶教材(資格教材を含む)	162	271	20	布団	86	112	30	浄水器	63	65

県消費生活センター作成「平成18年度の消費生活相談状況」より

年代別苦情相談件数

順位	年代別苦情相談件数						
	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
	561	2,527	3,581	2,691	2,959	1,738	1,167
1	電話情報提供サービス 324	フリーローン・サラ金 435	商品一般 940	商品一般 762	商品一般 1,340	商品一般 740	商品一般 314
2	オンライン情報サービス 100	商品一般 428	フリーローン・サラ金 635	フリーローン・サラ金 476	フリーローン・サラ金 373	フリーローン・サラ金 151	健康食品 57
3	乗用車(普通・小型・軽) 12	電話情報提供サービス 395	電話情報提供サービス 400	電話情報提供サービス 209	オンライン情報サービス 111	リースサービス 50	電気治療器具 52
4	教室・講座 9	オンライン情報サービス 182	オンライン情報サービス 234	オンライン情報サービス 183	電話情報提供サービス 92	オンライン情報サービス 31	フリーローン・サラ金 51
5	商品一般 8	賃貸アパート 80	複合サービス会員 93	乗用車(普通・小型・軽) 57	乗用車(普通・小型・軽) 38	健康食品 30	布団 48

県消費生活センター作成「平成18年度の消費生活相談状況」より

イ 消費者行政推進体制の現状

県では、消費生活相談の窓口として消費生活センターを設置し、専門の消費生活相談員を配置し、県民からの消費生活に関する相談や苦情に対応しています。

県消費生活センターは、水戸市の本センター及び県内4ヶ所の分室（鉾田市、取手市、土浦市、筑西市）、合わせて5ヶ所設置しており、「消費生活専門相談員」等の資格を有する消費生活相談員が相談

にあたっています。

消費生活センターの業務は、消費者に対する情報提供、消費生活相談・苦情処理、商品テストであり、県消費生活センター（本センター）においては、これらの業務すべてを実施しています。

一方、市町村においても、住民に最も身近な地方公共団体として、消費生活相談などの消費者行政を推進していくことが望まれますが、現状を見ると、消費生活相談員が配置されていなかったり、消費者行政を専門に担当する課や係を設けていないなど、必ずしも十分な体制が整っていない市町村も見受けられます。

平成19年3月31日現在、消費生活センターを設置している市町村は、44市町村のうち21市町です。また、消費生活センターは未設置であるものの消費生活相談窓口を設置している市町村は18市町村ですが、5市町では消費生活センター、消費生活相談窓口のいずれも設置されておられません。

県と市町村における相談受付比率

	県(件)	市町村(件)	計(件)	受付比率(県:市町村)
H5年度	5,064	2,169	7,233	70.0:30.0
H10年度	8,293	3,530	11,823	70.1:29.9
H15年度	29,682	18,611	48,293	61.5:38.5
H16年度	34,998	28,408	63,406	55.2:44.8
H17年度	20,629	18,185	38,814	53.1:46.9
H18年度	18,356	19,368	37,724	48.7:51.3

生活文化課調査資料から作成

3 基本計画が目指す消費者政策の基本的方向

この計画は、「茨城県消費生活条例」に基づき策定するものであることから、「消費者の権利の尊重と自立の支援」を基本理念とし、次の3つを基本的方向として、具体化を目指していきます。

(1) 消費者の自立

国際化や規制緩和の進展に伴う商品やサービスに対する消費者の自主的な選択の範囲の拡大は、消費者利益の増進につながると考えられますが、同時に、消費者が自らの責任において、合理的な消費行動をとることが要請されます。

これまで、消費者は行政に保護される存在と受け止められてきましたが、これからの消費者は、「保護される者」から「自立した主体」として、市場経済における当事者としての役割を果たし、積極的に自らの利益を確保するよう行動することが求められています。

このためには、消費者が自立した主体として、行動に結び付けられる知識や思考力を身に付けるための学習が重要であり、消費者被害が複雑化・多様化するなかで、トラブルに遭遇したときに自らが対応できるように、また、それ以前にトラブルに巻き込まれないように、自分で考え行動できる自立した消費者の実現をめざしていきます。

また、現代の消費者の大量で多様な消費行動は、消費生活の領域を超えた社会経済や環境、資源等に大きな影響を及ぼしています。消費者は、商品・サービス等の使用によって生ずる地球環境問題や資源・エネルギー問題について理解を深め、省資源・省エネルギーの実践と意識の変革を図っていくことが必要です。

今後、このような環境に配慮した消費行動がとれる消費者の実現をめざしていきます。

(2) 安全な消費生活の確保

近年、技術開発の急速な進展や消費者ニーズの多様化などにより、新しい商品、サービスが開発・提供され、また、販売方法、支払方法が多様化しています。これらは商品や取引方法の選択の幅を広げ、消費者に利益をもたらす一方で、商品等の品質や安全性の確保、適正な表示等について新たな課題をもたらしています。

これまでも、法律や条例などによって商品の安全基準が定められ、不適正な取引を規制し、消費生活の安全性を確保するための措置や適正な表示等に係る措置が講じられてきましたが、安全で豊かな消費生活を実現するためには、経済社会の変化に応じた商品取引の安全性の確保などを図っていくことが一層重要です。

こうしたことから、消費者トラブルを防止するための情報提供の充実や悪質商法の取締り強化などを図り、安全な消費生活の確保に努めていきます。

(3) 消費者被害の救済

近年、架空請求や多重債務等に関する相談件数が急増するなど、社会問題となっています。こうした問題も含め、県消費生活センターや市町消費生活センターに寄せられる消費者トラブルの苦情相談は増加しております。

消費生活相談を実施する機関においては、相談内容が複雑化・多様

化していることから、相談員の資質の向上など相談体制の充実を図っていくことが求められています。

特に、消費者の身近な相談窓口として、市町村の果たす役割は今後一層重要になります。

しかし、市町村によっては消費生活相談員が配置されていないなど、相談・苦情処理体制が十分とはいえない状況もみられます。このような状況が改善され、住民の身近な相談窓口としての市町村消費生活センターの機能強化を図っていくことが必要です。

こうしたことから、県としても、市町村における消費生活相談体制の充実が図られるよう支援に努めていきます。

また、複雑化・多様化する苦情相談に迅速的確に対応するため、消費生活センターでのあっせんはもとより、様々な裁判外紛争処理機関との連携を推進していく必要があります。

さらには、深刻な社会問題となっている多重債務問題にも、弁護士会や司法書士会をはじめとする関係機関と連携して取り組んでいきます。

* 裁判外紛争処理(ADR/Alternative Dispute Resolution)：裁判外における紛争解決制度のこと。①利用者の自主性を活かした解決，②非公開での解決，③簡易・迅速な解決，④実情に沿った解決など柔軟な対応が可能であることが特徴とされている。

4 消費者政策の推進にあたっての主要な施策の方向

消費者政策の基本的方向を踏まえ、以下に示すような主要施策を柱として、消費者施策を展開していきます。

(1) 消費者の自立の支援

消費生活における様々な問題に対し、消費者の権利と責務を自覚し、自ら進んで必要な知識を身につけ、自主的、合理的に行動する主体性のある消費者となるよう支援します。

ア 自立した消費者実現のための消費者に対する情報提供や学習機会の充実

最近、全国的に広がる詐欺まがいの悪質商法による消費者被害や、新しい商品・サービスの登場による消費者トラブルを考えると、被害を受けないための有効な方策として、消費者への的確な情報提供や学習機会の提供が重要です。

さらに、消費者が「保護される者」から「自立した主体」として、市場で判断し行動するためにも、消費者に対し十分な情報提供や学習機会の提供を行っていくことが重要です。

消費生活相談の現場には、経済社会の変化を反映した消費者トラブルの防止に必要な情報や緊急を要する情報が蓄積されているので、これらの有用な情報を迅速に提供するとともに、そこから課題を抽出して消費者への知識の普及を図るなど、相談情報を活用した情報提供や学習機会の充実に努めます。

< 具体的施策 >

① 知識の普及に係る資料の作成・配布等

消費生活センターや国民生活センターに寄せられる相談の情報を活かして、架空請求・悪質商法に対する注意喚起など、消費者向けの知識の普及に係る資料を作成し配布します。また、県域テレビなど様々な広報媒体の活用にも取り組みます。

(生活文化課, 消費生活センター, 生活衛生課, 住宅課)

② IT を活用した消費者に対する学習機会提供の推進

消費生活センターのホームページにおいて、消費者の学習に役立つ情報を体系的に整理して提供します。また、閲覧者の利便性を高めるため、国その他の消費者トラブル防止に係る関連サイト等とのリンクを充実します。

また、一般県民を中心に、消費生活に役立つ最新の情報を提供している「いばらき消費生活メールマガジン」の登録者の拡大と内容の充実を図ります。

(消費生活センター, 生活衛生課)

③ 「出前講座」等の開催

消費者が集まる場への講師の派遣や、県で開催する講演会等を通し、悪質商法の手口や対処方法など注意喚起に努めます。

(消費生活センター, 生活衛生課, 住宅課, 高校教育課,
生涯学習課)

④ 金融広報委員会との連携

くらしに身近な金融に関する広報活動を行っている茨城県金融広報委員会と連携し講演会を開催したり，地域で開催される講習会へ金融広報アドバイザーを派遣することにより，くらしに役立つ金融，経済，保険等に関する情報を提供します。

(生活文化課)

イ 消費者に対する情報提供・学習機会の提供等ができる消費者団体の育成

消費者を個人単位で見た場合には，事業者に対して情報力や交渉力の面で不利な立場にあり，自ら必要な情報を入手したり，被害の救済を求めることには限界があります。しかし，消費者団体は，その組織的な活動を通じて，消費者に対して広く情報提供や学習機会の提供ができるため，消費者の利益を確保するうえで大きな役割を果たすことが可能です。

このため，消費者団体への必要な活動支援に努め，健全かつ自主的な活動の促進を図ります。

<具体的施策>

① 消費者団体の活動支援

地域において活動する消費者団体を通して消費者に対する情報提供を促進するため，消費者団体の行う調査研究等の活動を支援します。

また，消費者が，その消費生活の安定及び向上を図るため，

健全かつ自主的な消費者団体を組織することができるよう情報提供に努めます。

(生活文化課)

② 消費生活協同組合の活動支援

消費生活に関する知識の普及に取り組む消費生活協同組合の機能をより一層強化するため、茨城県消費生活協同組合連合会を通じ、各種の情報提供や運営に関する助言等を行い、消費生活協同組合の活動を支援します。

(生活文化課)

ウ 環境に配慮した消費行動の推進

消費者は、地球環境問題や資源・エネルギー問題等も視野に入れ、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、環境への負荷を低減する循環型社会の構築に向けた取組みが求められています。

そのためには、過剰な消費を促進するような広告・宣伝に踊らされることなく、環境に関する的確な情報を入手し、判断していくことが必要です。

また、環境への負荷の少ない消費財（低公害車・省エネ家電等）の購入、消費財等の合理的な使用によるエネルギーの節約や、リサイクル等によるゴミの減量化への取組みも重要です。

このような環境に配慮した消費行動がとれる消費者の育成に努めます。

< 具体的施策 >

① 環境学習及び環境教育の推進

消費者に対する情報提供等として、環境問題を積極的に取り上げ、地球環境問題、資源・エネルギー問題に関する消費者の理解を深めます。

(環境政策課, 霞ヶ浦環境科学センター)

② 省資源・省エネルギーの推進

消費者が行う省資源・省エネルギーのための活動の促進を図るため、情報提供及び知識の普及を推進します。

また、環境への負荷の少ない暮らし方に関する情報提供を推進します。

(環境政策課, 霞ヶ浦環境科学センター)

③ ゴミの減量化・リサイクルの推進

ゴミの減量化・リサイクルを推進するため、情報提供及び知識の普及を推進します。

(廃棄物対策課)

(2) 重点的に取り組むべき消費者被害の未然防止と拡大防止

ア 高齢者、障害者や青少年に対する消費者被害の未然防止及び事業者指導等による消費者被害の拡大防止

高齢者や障害者が、体力的・身体的な理由などから講座や講習

会等への参加が難しい場合があることや、IT の活用を図ることが難しい場合が多いことなど、情報が行き届きにくい点を考慮し、ボランティアやホームヘルパー、民生委員等の協力を得るなどして、これらの人々に考慮したきめ細かな情報提供等を通じた消費者被害の未然防止や拡大防止に努めます。

また、青少年は消費生活に関する知識が十分でないことから、学校における消費者教育の充実を図っていくことが必要です。

そのため、茨城県消費者教育推進連絡会議を活用し、学校との連携を図り、消費者問題に係る学習の充実に努めます。

また、消費者被害拡大防止を図るため、消費生活センターで受けた相談情報を有効に活用して、事業者が適正な事業活動を図るような的確な指導等を行います。

<具体的施策>

① 高齢者や障害者向けの情報提供

地域における高齢者や障害者の集会等の場に講師を派遣し、高齢者や障害者を狙う悪質商法の手口やその対処法等について広く情報提供に努めます。

(消費生活センター)

② 関係機関等との連携

保健・医療・福祉関係者を対象とした研修会等において、高齢者や障害者の消費者トラブルの現状や対処法、相談窓口等の情報を共有するとともに、地域ケアシステムを活用しつつ地域

包括支援センター等の関係機関との連携を強化することにより、地域における高齢者や障害者の消費者トラブルの早期発見や防止に努めます。

特に、判断能力が十分ではない高齢者や障害者に対しては、日常的な金銭管理や通帳等の重要書類の管理を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度の活用を支援し、消費者被害の未然防止を図っていきます。

また、市町村が公民館など住民に身近な社会教育施設で実施する講座等の中で、消費者問題を取り上げるよう働きかけるとともに、高齢者や障害者に係る消費者トラブル情報の提供、苦情相談処理への助言等市町村における取組みを支援していきます。

（厚生総務課，福祉指導課，長寿福祉課，障害福祉課）

③ 青少年向けの情報提供

青少年に対する消費者被害を防止するため、小中学校，高等学校等に講師を派遣し，青少年被害の事例を取り上げながら，青少年を狙う悪質商法の手口やその対処法について広く情報提供に努めます。

また，青少年向けの消費者問題に係る学習の副読本等となる情報提供資料を作成，配布し，消費者被害の防止に努めます。

さらに，学校教育において，消費生活に関する基礎的な知識を習得させることにより，児童生徒が，消費者としての自覚や責任をもって行動できるようにします。

(消費生活センター，義務教育課，高校教育課，特別支援教育課)

④ 不当な取引行為等に係る事業者指導等

不当な取引行為や不適正な表示等による消費者被害の拡大を防止するため，特定商取引法や景品表示法，JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律），食品衛生法等に基づき，事業者指導等に当たります。

また，警察等関係機関と連携し，悪質事業者の排除・取締に努めます。

(生活文化課，生活衛生課，園芸流通課，警察本部生活環境課)

⑤ 家庭用品等製品の安全の確保

家庭用品品質表示法や消費生活用製品安全法等に基づく立入調査を実施し，販売事業者に対する指導を行います。

また，製品事故に係る情報提供等を速やかに行います。

(生活文化課他製品等安全関係課所)

※ 家庭用品品質表示法等に基づく立入調査等については、「まちづくり特例市」の一部に権限を委譲

イ 高度情報通信社会の進展に対応した消費者トラブルの未然防止・拡大防止

IT（情報技術）の活用は，消費者にとって，利便性の向上など多大な恩恵がありますが，その恩恵を享受するためには，ITの特性とそのリスクを理解したうえで活用することが必要です。

しかし、IT 関連の技術は急速に進歩を遂げていることから、全ての消費者がこれに的確に対応することは容易ではなく、新たな技術を悪用した商法や個人情報流出の危険に適切に対応することは困難な状況にあります。

IT に関する知識に関しては消費者間で理解力に大きな差が生じていることを十分に踏まえながら、IT に関連する情報提供や消費者問題に係る学習の機会の一層の充実を図ります。

< 具体的施策 >

① IT の利用に係る消費者相談の事例等の情報提供

インターネットによる商取引やサービス利用その他 IT の利用に係る様々な消費者相談の事例等について、ホームページや各種広報媒体を活用して情報提供します。

(消費生活センター)

② 消費者トラブルを防止するための情報提供等資料の作成・配布

インターネットによる商取引やサービス利用その他 IT の利用に係る様々な消費者トラブルを防止するため、ホームページによる広報や情報提供等資料を作成し、配布します。

(女性青少年課，情報政策課，消費生活センター，警察本部生活環境課)

③ IT の利用に係る消費者トラブル防止のための知識の普及等

インターネット利用をめぐるトラブルを未然防止するため、消費者教育講師等の派遣や、ハイテク犯罪相談による知識の普及等を推進します。

(消費生活センター，警察本部生活環境課)

④ 個人情報の取扱いについての知識の普及

インターネットによる商取引やサービス利用その他 IT の利用に付随して個人情報に係る消費者トラブルが発生することを防止するため、個人情報の取扱いについて、ホームページや各種広報媒体を活用して知識の普及に努めます。

(情報政策課，消費生活センター)

(3) 相談体制の充実と紛争解決の促進

ア 県と市町村との役割分担による消費生活相談体制の充実

県では、県民が身近なところで消費生活相談が受けられ、紛争解決が図られるようにするため、市町村の相談体制の充実を図るとともに、市町村の消費生活相談員の人材確保・資質向上等必要な支援に努めていきます。

また、県は、市町村と連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域的対応が必要となる相談に対応できるよう、より専門的な知識を有する相談員の人材確保・資質向上を図るなど体制の整備に努めます。

<具体的施策>

① 市町村消費生活センター設置促進

市町村が消費生活センターを新たに設置する場合の支援を行います。

(生活文化課)

② 消費生活相談員の人材確保・養成

消費生活相談員の人材を確保・養成するため、消費生活専門講座等を実施します。

(生活文化課, 消費生活センター)

③ 市町村消費生活相談員の資質向上

市町村の消費生活相談員に対する研修を実施するほか、弁護士
の助言を得る機会を設けるなど、相談員の資質の向上を図ります。

(消費生活センター)

④ 市町村との連携

市町村が組織する茨城県市町村消費者行政推進協議会に参加し、市町村との連携を図ります。

(生活文化課)

⑤ 市町村消費者行政担当職員への研修と市町村への情報提供

市町村の消費者行政の充実を図るため、担当職員に対して研修を実施します。

また、市町村の相談業務を支援するため、消費生活相談に係る情報を提供していきます。

(生活文化課)

⑥ 県消費生活相談員の資質向上

県弁護士会等関係機関と連携し、より専門的な相談に対応できるように県消費生活相談員の資質の向上を図ります。

(消費生活センター)

イ 消費者被害救済に向けた裁判外紛争処理機関との連携

消費生活センターでは、あっせんにより消費者被害の救済にあたっておりますが、消費者被害の複雑化・多様化に伴い、被害の救済には、弁護士や建築士など幅広い専門家との連携が必要なことから、専門家や民間団体、裁判外紛争処理機関と連携した取組みを進めます。

<具体的施策>

① 消費生活センターにおける自主解決・あっせん解決

消費生活センターにおける消費者トラブルの自主解決、あっせん解決の促進に努めます。

(消費生活センター)

② 消費生活審議会（消費者苦情処理に係る部会等）による救済

消費者被害には同一被害が多発しているものの、少額で立証困

難なものも多く裁判所での救済に向かないものもあるため、消費生活センターでのあっせん解決が困難なものについては、消費生活審議会の調停委員会やあっせん委員による被害救済を図ります。

(生活文化課)

③ 多様な専門家や、相談・被害救済機関との連携強化

民間団体など幅広い部門との有機的な連携や協働により、消費契約や建設契約等のトラブルに係る消費者被害の救済を図ります。

(消費生活センター，監理課他相談機能・被害救済機関所管課)

ウ 多重債務者対策

複数の消費者金融等から借入れし、返済が困難な状況に陥っている多重債務者に係る問題は、深刻な社会問題となっています。

多重債務者となる原因は、遊興費の使い過ぎだけではなく、家族等の医療費の支払い、生活費の調達、借金の保証人など様々な理由があります。

このため、知識の普及や学習機会の提供により多重債務に陥らないようにすることと併せて、多重債務者の救済が必要です。

<具体的施策>

① 相談窓口における助言や情報提供

消費生活相談窓口等において、相談者に対し弁護士や司法書士による任意整理，簡易裁判所による特定調達，個人再生手続，自己破産等の債務整理のための方法などの助言や情報

提供を行います。

(消費生活センター，警察本部生活環境課)

② 消費生活相談機関と関係機関との連携

消費生活センター等に寄せられた相談のうち，債務整理等の専門的な対応が必要な事案については，法律相談の専門機関を紹介するなど関係機関との連携とネットワーク化を図ります。

(生活文化課，消費生活センター他相談機能所管課所)

③ 多重債務問題に係る関係機関相互の連携

多重債務問題に係る関係課所，警察，弁護士会，司法書士会等による多重債務者対策協議会を設置，運営し，必要な対策を協議します。

また，多重債務者を発見した場合，円滑に相談窓口へ誘導できるよう，関係機関相互のネットワーク化を図ります。

なお，多重債務問題は，自殺の要因の一つとも考えられていますので，精神保健関係機関との連携にも努めます。

(生活文化課・警察本部生活環境課他多重債務者対策協議会構成課所，障害福祉課)

④ 市町村のネットワークづくり等の支援

市町村が専門機関と円滑な連携ができるように，弁護士，司法書士，関係団体のネットワークの構築等を助言・支援し

ます。

(生活文化課)

5 計画推進のための方策

(1) 計画の推進

消費者基本計画を円滑に実施していくため、消費生活センターに寄せられる消費者相談の状況等を通じて、消費者問題の現状を的確に把握し、そのうえで、国、他の都道府県、市町村との連携、協力を図り、広域的な消費者問題への対応や、地域の現状に応じた消費者政策の展開を図っていきます。

また、事業の実施にあたっては、県民、消費者団体等との協働により事業効果の向上を図るなど、創意工夫に努めます。

なお、計画の実施にあたり、緊急に対応すべき消費生活分野の課題が発生した場合には、計画に記載した以外の施策についても検討し、迅速で弾力的な手だてを講じることとします。

(2) 目標の設定

県では、この消費者基本計画を着実に進めるため、次の事業・取組について、目標を設定し、進行管理を行いながら取り組んでいきます。

ア 消費者の自立の支援

- ① 自立した消費者実現のための消費者に対する情報提供や学習の
機会の充実

自立した消費者を実現するためには、消費者が十分な知識を有し

なければなりません。このため、消費者や消費者団体への知識の普及を充実していく必要があります。

指標名	現状値 (H18)	目標値 (H22)
茨城県消費者教育講師派遣事業の受講者数	7,499 人	10,300 人

※ 茨城県消費者教育講師派遣事業：地域の団体・事業者・一般消費者グループを対象に、消費生活知識の普及や消費者トラブルの未然防止のため、これらが開催する講座や講演会の要請に応じて講師を無料で派遣している。

② 環境に配慮した消費行動の推進

環境への負荷が少ない、循環型社会への構築が求められており、環境への負荷の少ない消費財（低公害車・省エネ家電等）の購入、消費財等の合理的な使用によるエネルギーの節約や、リサイクル等によるゴミの減量化への取組みが重要となってきています。

指標名	現状値 (H16)	目標値 (H22)
1人1日当たりの ゴミの排出量	972 g	890 g
・リサイクル率	18%	24%

イ 重点的に取り組むべき消費者被害の未然防止と拡大防止

① 高齢者に対する消費者被害の未然防止・拡大防止

本県は、今後、全国平均を上回る高齢社会となると予想されており、高齢者を狙った悪質商法の被害が増えていることから、高齢者の消費者被害防止の体制整備が急務となっております。

指標名	現状値 (H18)	目標値 (H22)
地域包括支援センター の設置数	52ヶ所	100ヶ所

※ 地域包括支援センター：高齢者の総合相談支援，権利擁護などを業務とする市町村が整備する機関であるが，その権利擁護業務の一環として，高齢者の消費者被害防止のための情報提供等を行うこととされている。県では，市町村に対し，地域支援事業交付金を交付することにより，地域包括支援センターの整備・運営を支援している。

② 高度情報通信社会の進展に伴う消費者被害の未然防止・拡大防止

高度情報通信社会の進展に伴う消費者被害の未然防止・拡大防止を図るためには，消費者にとってもそれに応じた知識の取得が必要となります。

指標名	現状値 (H18)	目標値 (H22)
県消費生活センターの ホームページへのアク セス数	137,892件	160,000件

ウ 相談体制の充実と紛争解決の促進

① 県と市町村との役割分担による消費生活相談体制の充実

消費者被害を迅速に救済するためには，県民にとって身近な市町村で消費生活に係る相談が受けられるようにすることが有効です。このため，県では市町村における消費生活センター設置を促

進するとともに、消費生活センターを設置していない市町村には、消費生活相談窓口を充実したものにし、消費生活相談が身近な市町村で受けられるよう努めていきます。

指標名	現状値 (H18)	目標値 (H22)
市町村消費生活相談受付割合	51.3%	65.0%

※ 市町村消費生活相談受付割合: 県内の消費生活相談のうち市町村において受け付けた割合

② 多重債務者対策

多重債務者対策は、特に、県民にとって身近な存在である市町村で多重債務者を発見し、迅速な問題解決につなげていくことが重要であることから、市町村の関係部署、弁護士会、司法書士会等とのネットワークが構築されるよう、各市町村へ要請・助言・支援を行っていきます。また、国の「多重債務問題改善プログラム」において、市町村の相談窓口における対応の充実に関し、「どこの市町村に行っても適切な対応が行われる状態を実現することを目指す」とされていることから、全ての市町村に消費生活センターや消費生活相談窓口が設置されるよう市町村に要請していきます。

指標名	現状値 (H18)	目標値 (H22)
消費生活センター又は消費生活相談窓口を設置している市町村数	39市町村	44市町村 (県内全市町村)

※ 現状値(H18)の39市町村のうち、消費生活センターを設置している市町村は、21市町で、残り18市町村は消費生活窓口を設置している。

※ 消費生活相談窓口：消費生活センターではないが看板・広報等で消費生活相談を受ける旨住民への案内を行っており、次の要件を満たしているもの

- ① 個別の相談内容に応じてアドバイスや他機関紹介など適切に処理できる職員がいる。
- ② 他機関紹介が多いが、クーリング・オフなど定型的なアドバイスができる職員がいる。

資 料

消費者基本法

公布：昭和43年5月30日法律第78号
施行：昭和43年5月30日
改正：昭和58年12月2日法律第78号
施行：昭和59年7月1日
改正：平成11年7月16日法律第102号
施行：平成13年1月6日
改正：平成16年6月2日法律第70号
施行：平成16年6月2日

目次

- 第1章 総則（第一条—第十条）
- 第2章 基本的施策（第十一条—第二十三条）
- 第3章 行政機関等（第二十四条—第二十六条）
- 第4章 消費者政策会議等（第二十七条—第二十九条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もつて国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

（基本理念）

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
- 4 消費者政策の推進は、消費生活における国際化の進展にかんがみ、国際的な連携を確保しつつ行われなければならない。
- 5 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者政策を推進する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状况に応じた消費者政策を推進する責務を有

する。

(事業者の責務等)

第5条 事業者は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- 二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- 三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
- 四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- 五 国又は地方公共団体が実施する消費者政策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

第6条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

第7条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

第8条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(消費者基本計画)

第9条 政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない。

2 消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 長期的に講ずべき消費者政策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項

3 内閣総理大臣は、消費者基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、消費者基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第10条 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を行なわなければならない。

2 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

第2章 基本的施策

(安全の確保)

第11条 国は、国民の消費生活における安全を確保するため、商品及び役務についての必要な基準の整備及び確保、安全を害するおそれがある商品の事業者による回収の促進、安全を害するおそれがある商品及び役務に関する情報の収集及び提供等必要な施策を講ずるものとする。

(消費者契約の適正化等)

第12条 国は、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、消費者との間の契約の締結に際しての事業者による情報提供及び勧誘の適正化、公正な契約条項の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(計量の適正化)

第13条 国は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益をこうむることがないようにするため、商品及び役務について適正な計量の実施の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(規格の適正化)

第14条 国は、商品の品質の改善及び国民の消費生活の合理化に寄与するため、商品及び役務について、適正な規格を整備し、その普及を図る等必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定による規格の整備は、技術の進歩、消費生活の向上等に応じて行なうものとする。

(広告その他の表示の適正化等)

第15条 国は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため、商品及び役務について、品質等に関する広告その他の表示に関する制度を整備し、虚偽又は誇大な広告その他の表示を規制する等必要な施策を講ずるものとする。

(公正自由な競争の促進等)

第16条 国は、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の拡大を図るため、公正かつ自由な競争を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民の消費生活において重要度の高い商品及び役務の価格等であつてその形成につき決定、認可その他の国の措置が必要とされるものについては、これらの措置を講ずるに当たり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めるものとする。

(啓発活動及び教育の推進)

第17条 国は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたつて消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に準じて、当該地域の社会的、経済的状況に応じた施策を講ずるよう努めなければならない。

(意見の反映及び透明性の確保)

第18条 国は、適正な消費者政策の推進に資するため、消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(苦情処理及び紛争解決の促進)

第19条 地方公共団体は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあつせん等に努めなければならない。この場合において、都道府県は、市町村（特別区を含む。）との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあつせん等を行うものとするとともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に対応するよう努めなければならない。

2 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策（都道府県にあつては、前項に規定するものを除く。）を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた紛争が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に解決されるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(高度情報通信社会の進展への的確な対応)

第20条 国は、消費者の年齢その他の特性に配慮しつつ、消費者と事業者との間の適正な取引の確保、消費者に対する啓発活動及び教育の推進、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たって高度情報通信社会の進展に的確に対応するために必要な施策を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保)

第21条 国は、消費生活における国際化の進展に的確に対応するため、国民の消費生活における安全及び消費者と事業者との間の適正な取引の確保、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たって国際的な連携を確保する等必要な施策を講ずるものとする。

(環境の保全への配慮)

第22条 国は、商品又は役務の品質等に関する広告その他の表示の適正化等、消費者に対する啓発活動及び教育の推進等に当たって環境の保全に配慮するために必要な施策を講ずるものとする。

(試験、検査等の施設の整備等)

第23条 国は、消費者政策の実効を確保するため、商品の試験、検査等を行う施設を整備し、役務についての調査研究等を行うとともに、必要に応じて試験、検査、調査研究等の結果を公表する等必要な施策を講ずるものとする。

第3章 行政機関等

(行政組織の整備及び行政運営の改善)

第24条 国及び地方公共団体は、消費者政策の推進につき、総合的見地に立つた行政組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならない。

(国民生活センターの役割)

第25条 独立行政法人国民生活センターは、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあつせん及び当該苦情に係る相談、消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等及び役務についての調査研究等、消費者に対する啓発及び教育等における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第26条 国は、国民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

第4章 消費者政策会議等

(消費者政策会議)

第27条 内閣府に、消費者政策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費者基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関して審議するとともに、消費者政策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

3 会議は、消費者基本計画の案を作成しようとするときは、国民生活審議会の意見を聴かなければならない。

第28条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(国民生活審議会)

第29条 消費者政策の推進に関する基本的事項の調査審議については、この法律によるほか、内閣府設置法第三十八条の定めるところにより、国民生活審議会において行うものとする。

附 則 [抄]

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 [昭和58年12月2日法律第78号]

- 1 この法律（第一条を除く。）は、昭和59年7月1日から施行する。
- 2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 [平成11年7月16日法律第102号] [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
[後略]

附 則 [平成16年6月2日法律第70号]

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 消費者政策の在り方については、この法律の施行後5年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 (略)

茨城県消費生活条例

昭和50年12月26日
茨城県条例第51号

茨城県消費者保護条例を公布する。

茨城県消費者保護条例

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 消費者の安全の確保等

第1節 消費者啓発等(第6条・第7条)

第2節 危害の防止(第8条—第9条の2)

第3節 表示、包装等の適正化(第10条—第15条)

第4節 不当取引の防止(第15条の2—第15条の6)

第5節 雑則(第15条の7—第16条)

第3章 消費者苦情の処理等

第1節 消費者苦情の相談(第17条)

第2節 消費者苦情に係る紛争のあつせん及び調停(第17条の2—第17条の7)

第3節 訴訟の援助(第18条・第19条)

第4章 物価の安定等(第20条—第26条)

第5章 資源及びエネルギーの有効利用(第27条・第28条)

第6章 雑則(第29条・第30条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、法令に特別の定めがあるもののほか、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び消費者の果たすべき責務等を明らかにするとともに、消費者の安全の確保に関する施策、消費者の苦情の処理に関する施策、生活関連物資の価格及び需給の安定を図るための施策、資源及びエネルギーの有効利用に関する施策等を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(平 17 条例 81 ・ 一部改正)

(基本理念)

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者政策」という。)の推進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる事項が消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- (1) 消費者の安全が確保されること。
 - (2) 商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
 - (3) 消費者に対し必要な情報が提供されること。
 - (4) 消費者に対し必要な教育の機会が提供されること。
 - (5) 消費者の意見が消費者政策に反映されること。
 - (6) 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。
- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
 - 3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
 - 4 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(平17条例81・追加)

(県の責務)

第3条 県は、前条の基本理念にのつとり消費者政策を推進する責務を有する。

(平17条例81・一部改正, 旧第2条繰下)

(事業者の責務等)

第4条 事業者は、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- (3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
- (4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- (5) 価格及び供給の安定並びに資源の有効利用に努めること。
- (6) 県が実施する消費者政策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(平元条例15・一部改正, 平17条例81・一部改正)

第4条の2 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(平17条例81・追加)

第4条の3 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

(平17条例81・一部改正, 旧第5条繰上)

第4条の4 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(平17条例81・追加)

(消費者基本計画の策定)

第5条 知事は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画(以下「消費者基本計画」という。)を策定するものとする。

2 知事は、消費者基本計画を策定しようとするときは、茨城県消費生活審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

(平17条例81・追加)

第2章 消費者の安全の確保等

(平17条例81・一部改正)

第1節 消費者啓発等

(平元条例15・節名追加)

(消費者啓発の推進)

第6条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、商品及び役務に関する知識の普及、情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

(消費者団体の指導等)

第7条 知事は、消費者が、その消費生活の安定及び向上を図るため、健全かつ自主的な消費者団体を組織することができるよう指導に努めるものとする。

2 知事は、消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するため、指導その他の援助に努めるものとする。

第2節 危害の防止

(平元条例15・節名追加)

(危害の防止措置)

第8条 事業者は、供給する商品又は役務が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれ

があると認めるときは、直ちに、供給を中止し、回収し、その他危害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(平元条例15・一部改正)

(勧告及び公表)

第9条 知事は、事業者が消費者の生命、身体又は財産に対して危害を及ぼすおそれのある商品又は役務を供給していると認めたときは、当該事業者に対し、直ちにその危害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、事業者が前項の規定に基づく勧告に従わないときは、当該事業者の住所及び氏名並びにその内容を公表することができる。

(平元条例15・一部改正)

(緊急危害防止措置)

第9条の2 知事は、事業者が供給する商品又は役務がその欠陥により、消費者の生命又は身体に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる場合において、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、直ちに当該商品又は役務の名称、これを供給する事業者の住所及び氏名その他必要な事項を公表することができる。

(平17条例81・追加)

第3節 表示、包装等の適正化

(平元条例15・節名追加)

(内容の表示)

第10条 事業者は、消費者が商品の購入又は役務の利用に際しその選択を誤ることなく容易に識別でき、かつ、適正に使用し、又は利用できるよう、供給する商品についてはその品名、品質(原材料を含む。)、量目、貯蔵法、製造年月日等必要な事項を、供給する役務についてはその内容等必要な事項を正しく表示するよう努めなければならない。

(平元条例15・一部改正)

(単位価格及び販売価格の表示)

第11条 事業者は、消費者が商品の購入に際し選択の便に供するため、商品ごとに重さ、長さ、面積、体積等の単位当たりの価格及び販売価格を表示するよう努めなければならない。

(平元条例15・一部改正)

(包装及び容器の適正化)

第12条 事業者は、その供給する商品について、消費者が内容を誤認することがないように包装及び容器の適正化に努めなければならない。

2 事業者は、消費者に危害を及ぼすことのないよう包装及び容器の安全性の確保に努めなければならない。

(平元条例15・一部改正)

(基準の設定)

第13条 知事は、消費生活の安定を図るため必要があると認めるときは、事業者が消費者に供給する商品又は役務の内容の表示の基準、包装の基準その他必要な基準(以下「基準」という。)を定めることができる。

2 知事は、基準を定めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止するときも同様とする。

3 知事は、基準を定めたときは、その内容を告示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも同様とする。

(平元条例15・一部改正、平17条例81・一部改正)

(基準適合の義務)

第14条 事業者は、消費者に商品又は役務を供給する場合においては、基準に適合するようにしなければならない。

(平元条例15・一部改正)

(勧告及び公表)

第15条 知事は、事業者が前条の規定に違反していると認めたときは、当該事業者に対し、基準を遵守するよう勧告することができる。

2 知事は、事業者が前項の規定に基づく勧告に従わないときは、当該事業者の住所及び氏名並びにその内容を公表することができる。

(平元条例15・一部改正)

第4節 不当取引の防止

(平元条例15・追加)

(不当取引行為の指定)

第15条の2 知事は、消費生活の安定を図るため、事業者が消費者との間で行う取引に関する行為であつて、消費者に不実のことを告げるもの、消費者を威迫するものその他消費者の利益を害するおそれがあるものを不当取引行為として指定することができる。

2 第13条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による不当取引行為の指定について準用する。

(平元条例15・追加, 平17条例81・一部改正)

(不当取引行為の禁止)

第15条の3 事業者は、前条第1項の規定により指定された不当取引行為をしてはならない。

(平元条例15・追加)

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第15条の4 知事は、第15条の2第1項の規定により指定した不当取引行為のうち消費者に不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、次条第1項の規定の適用については、当該事業者は不当取引行為をしたものとみなす。

(平17条例81・追加)

(勧告及び公表)

第15条の5 知事は、事業者が第15条の3の規定に違反して不当取引行為をしていると認めるときは、当該事業者に対し、不当取引行為の改善を指導し、又は勧告することができる。

2 知事は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、当該事業者の住所及び氏名並びにその内容を公表することができる。

(平元条例15・追加, 平17条例81・一部改正, 旧第15条の4繰下)

(情報の公開)

第15条の6 知事は、不当取引行為により、相当多数の消費者に被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合において、当該被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該不当取引行為の概要その他被害の防止に必要な情報を明らかにすることができる。

(平17条例81・追加)

第5節 雑則

(平元条例15・追加)

(立入調査等)

第15条の7 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関し報告させ、又はその職員に、事業者の事務所、営業所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(平元条例15・追加, 平17条例81・一部改正, 旧第15条の5繰下)

(勧告の事前手続)

第15条の8 知事は、第9条第1項、第15条第1項又は第15条の5第1項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、事業者に対して意見を述べ、及び資料を提出する機会を与えた上で、審議会の意見を聴かなければならない。

(平元条例15・追加, 平17条例81・一部改正)

(知事に対する申出)

第15条の9 県民は、この章の規定に違反する事業者の事業活動により消費生活の安定が害されるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、知事に対し、その旨を申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適切な措置をとるものとする。

(平17条例81・追加)

(試験, 検査等の結果の公表)

第16条 知事は, 消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは, 事業者が消費者に供給する商品又は役務の試験, 検査等を行い, その結果を展示その他の方法により公表することができる。

(平元条例15・一部改正, 平17条例81・一部改正)

第3章 消費者苦情の処理等

(平7条例32・章名追加)

第1節 消費者苦情の相談

(平7条例32・節名追加)

(苦情相談の処理)

第17条 知事は, 消費者からの消費生活に関する苦情(以下「消費者苦情」という。)について, 苦情相談の申出があつたときは, 速やかにその内容を調査し, 当該消費者苦情を解決するために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は, 前項の措置を講ずるため必要があると認めるときは, 当該消費者苦情に係る事業者に対し, 資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は, 消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは, 消費者苦情に関する情報を速やかに消費者及び事業者に提供するものとする。

4 知事は, 消費者苦情を適切かつ迅速に処理するために, 必要な体制の整備に努めるものとする。

(平元条例15・平7条例32・一部改正)

第2節 消費者苦情に係る紛争のあつせん及び調停

(平7条例32・追加)

(あつせん及び調停の申請)

第17条の2 消費者苦情に係る紛争について, 当事者は, 知事に対し, 茨城県消費者苦情処理委員会(以下「委員会」という。)によるあつせん又は調停に付することを申請することができる。

(平7条例32・追加)

(委員会への付託)

第17条の3 知事は, 前条の申請に係る事案について, 委員会によるあつせん又は調停による事案の解決が適切であると認めるときは, 直ちに, 委員会にこれを付託するものとする。

(平7条例32・追加)

(当事者の出席要求)

第17条の4 委員会は, あつせん又は調停のため必要があると認めるときは, 当事者に出席を求め, その意見又は説明を聴取することができる。

(平7条例32・追加)

(知事に対する報告)

第17条の5 委員会は, 付託事案の処理が終了したときは, 速やかに, その結果を知事に報告しなければならない。

(平7条例32・追加)

(処理事案の公表)

第17条の6 知事は, 定期的に, 委員会において処理した事案の概要等を公表し, 県民の消費生活の安定及び向上に資するものとする。

(平7条例32・追加)

(あつせん及び調停の実施手続)

第17条の7 この節に定めるもののほか, 委員会における消費者苦情に係る紛争のあつせん及び調停の実施に関し必要な事項は, 規則で定める。

(平7条例32・追加)

第3節 訴訟の援助

(平7条例32・節名追加)

(訴訟の援助)

第18条 知事は, 前節の規定による委員会のあつせん又は調停によつては解決されなかつた事案

について消費者が事業者を相手として提起する訴訟(民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条に規定する和解及び民事調停法(昭和26年法律第222号)による調停を含む。)のうち、次の各号に掲げる要件を満たすものについては、当該訴訟を提起する者に対し、委員会の意見を聴き、規則の定めるところにより、これを要する費用の貸付け又は当該訴訟を維持するために必要な資料の提供その他の援助を行うことができる。

(1) 同一の被害が多数発生し、又はそのおそれがある被害であること。

(2) 1件当たりの被害額が規則で定める額以下の被害であること。

(平7条例32・平10条例3・一部改正)

(貸付金の返還等)

第19条 前条の規定による訴訟に要する費用の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、速やかに貸付金を知事に返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

第4章 物価の安定等

(平7条例32・旧第3章線下)

(事業者との連絡協議)

第20条 知事は、生活関連物資の供給及び物価の安定を図るため、事業者又は事業者団体と連絡協議を行い、その協力を求めるよう努めるものとする。

(平17条例81・一部改正)

(情報の収集及び公開)

第21条 知事は、常に生活関連物資の流通の円滑化を図るものとし、特に、生活関連物資が不足し、若しくは価格が高騰し、又はそれらのおそれがあると認められるときは、当該生活関連物資の価格の動向及び需給等に関する情報を収集し、及び当該生活関連物資についての生産、流通等の事業活動を調査し、並びにその結果を明らかにするものとする。

(調査)

第22条 知事は、事業者が、知事の指定する生活関連物資(以下「指定物資」という。)について、円滑な流通を著しく妨げ、又は著しく不当な価格で販売する行為(以下「不適正な事業行為」という。)を行つているおそれがあると認められるときは、速やかにその実態を調査するものとする。

(立入調査等)

第23条 知事は、前条に規定する調査のため必要があると認めるときは、事業者に対し関係資料の提出又は事務所、営業所その他の事業場への立入調査について協力を求めるものとする。

(平17条例81・一部改正)

(書面による協力要請)

第24条 知事は、前条の規定により資料の提出又は立入調査につき協力を求められた事業者がその協力を拒んだときは、当該事業者に対し、資料の提出又は立入調査を必要とする理由を付して、書面により更に資料の提出又は立入調査について協力を求めるものとする。

(調査の経過等)

第25条 知事は、必要があると認めるときは、前3条の規定による調査の経過及び指定物資の流通経路、数量、価格等を明らかにすることができる。

(勧告及び公表)

第26条 知事は、事業者が不適正な事業行為を行つていると認めるときは、当該事業者に対し不適正な事業行為を是正するよう勧告することができる。

2 知事は、事業者が前項の規定に基づく勧告に従わないときは、当該事業者の住所及び氏名並びにその内容を公表することができる。

第5章 資源及びエネルギーの有効利用

(平7条例32・旧第4章線下)

(資源及びエネルギーの有効利用)

第27条 知事は、健全な消費生活を推進するため、資源及びエネルギーの有効利用に関し知識を普及させるとともに、指導、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

第28条 事業者及び消費者は、その事業活動及び消費生活において資源及びエネルギーの有効利

用を積極的に行うよう努めるものとする。

第6章 雑則

(平7条例32・旧第5章繰下)

(国の行政機関の長等との協力)

第29条 知事は、この条例の施行に関し国の行政機関の長若しくは他の地方公共団体の長の協力が必要であると認めるとき又はこれらの者から協力を求められたときは、情報の提供、調査の依頼その他の協力を求め、又はその求めに応ずるものとする。

(規則への委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例81・旧第31条繰上)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和51年2月1日から施行する。
(茨城県県民生活の緊急安定対策に関する条例の廃止)
- 2 茨城県県民生活の緊急安定対策に関する条例(昭和49年茨城県条例第25号)は、廃止する。
(茨城県行政組織条例の一部改正)
- 3 茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付 則(平成元年条例第15号)

- 1 この条例は、平成元年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の茨城県消費者保護条例第13条第1項の規定により定められた基準は、この条例による改正後の茨城県消費者保護条例第13条第1項の規定により定められた基準とみなす。

付 則(平成7年条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年7月1日から施行する。
(茨城県行政組織条例の一部改正)
- 2 茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(茨城県行政手続条例の一部改正)

- 3 茨城県行政手続条例(平成7年茨城県条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付 則(平成10年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年条例第81号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(茨城県行政組織条例の一部改正)
- 2 茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)の一部を次のように改正する。
[次のよう]略
(茨城県行政組織条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 前項の規定による改正前の茨城県行政組織条例第22条の規定による茨城県消費者保護審議会は、同項の規定による改正後の茨城県行政組織条例第22条の規定による茨城県消費生活審議会となるものとする。

茨城県消費生活審議会委員名簿

任期：平成18年4月28日～平成20年4月27日

氏 名	役 職
足立 勇人	弁護士
◎飯塚 和之	茨城大学教授
井口 百合香	主婦
遠藤 捷彦	茨城県生活協同組合連合会会長
大崎 信子	茨城県消費者団体連絡会会長
岡野 文昭	前日本労働組合総連合会茨城連合会事務局長
小田部 卓	(株)茨城新聞社代表取締役社長
小沼 八重子	主婦
○川上 美智子	茨城キリスト教大学教授
久保田 博之	前全国農業協同組合連合会 茨城県本部 県本部長
黒澤 輝子	(株)クロサワ眼鏡店代表取締役
高野 節子	(株)下妻ホンダ代表取締役社長
立井 宗興	(社)茨城県福祉サービス振興会会長
出口 正義	筑波大学教授
根本 悦子	クッキングスクールネモト主宰
橋本 由合子	主婦
広瀬 俊雄	(有)ひろせ代表取締役

◎委員長， ○副委員長

(五十音順)

茨城県消費生活行政連絡会議運営要領

(設 置)

第1 県における消費者の安全の確保等消費生活行政に関する施策を効果的に推進し、もって県民の消費生活の安定と向上を図ることを目的として、茨城県消費生活行政連絡会議（以下「連絡会議」）を置く。

(協議事項)

第2 連絡会議は、次の事項について連絡調整及び情報交換等を行う。

- (1) 消費者の安全の確保等に関すること。
- (2) 石油の需給安定に関すること。
- (3) 物価安定対策に関すること。
- (4) 生活関連物資の緊急安定対策に関すること。
- (5) その他目的達成に必要な事項

2 連絡会議は、茨城県消費生活条例（昭和50年茨城県条例第51号）第5条の規定に基づく消費者基本計画案の作成等について検討を行う。

(会議の構成)

第3 連絡会議は、生活文化課長（以下「課長」という。）の主宰のもとに別表に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 課長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

3 課長に事故あるとき又は欠けたときは、生活文化課長補佐（総括）がその職務を代理する。

(会議の開催)

第4 連絡会議は課長が招集する。

2 連絡会議は、必要に応じ一部構成員をもって会議を開催することができる。

(庶 務)

第5 連絡会議の庶務は、生活文化課において処理する。

(そ の 他)

第6 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し、必要な事項は課長が別に定める。

付 則

- 1 この要領は、昭和59年6月8日から施行する。
- 2 茨城県消費者行政連絡会議運営要領（昭和51年10月1日制定）、茨城県省エネルギー・省資源対策推進連絡会議設置要領（昭和54年6月26日制定）及び茨城県石油問題連絡会議設置要領（昭和54年8月13日制定）は廃止する。
- 3 この要領は、昭和61年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成2年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成3年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成4年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、平成5年4月1日から施行する。
- 8 この要領は、平成8年4月1日から施行する。
- 9 この要領は、平成9年4月1日から施行する。
- 10 この要領は、平成11年4月1日から施行する。
- 11 この要領は、平会19年5月18日から施行する。

別表

部	構 成 員
部 外	広報広聴課長 女性青少年課長
企 画 部	情報政策課長 水・土地計画課長 統計課長
生 活 環 境 部	生活文化課長 消防防災課長 環境政策課長 廃棄物対策課長
保 健 福 祉 部	保健予防課長 子ども家庭課長 長寿福祉課長 障害福祉課長 薬務課長 生活衛生課長
商 工 労 働 部	産業政策課長 産業技術課長 中小企業課長 観光物産課長
農 林 水 産 部	農産課長 園芸流通課長 畜産課長 林政課長 漁政課長
土木部（都市局）	建築指導課長
教 育 庁	企画広報室長 高校教育課長 生涯学習課長
警 察 本 部	生活環境課長
（出先機関）	消費生活センター長 計量検定所長